

第9章 推進方策の整理

9-1 推進プログラム

多気町の都市計画マスタープランの都市づくりの理念は、「つながる力・ふれあう心・共につくる“ええまち”多気町」です。この理念に則り、都市拠点、生活拠点、交流拠点、インター周辺拠点の整備を推進し、それらを交通施設などで連絡し、環境や景観に優れた都市づくりをイメージしています。

ここでは、全体構想及び地域別構想を踏まえ、土地利用、交通、都市環境・景観などそれぞれの分野ごとに、推進すべき施策及び優先度について整理します。

(1) 土地利用

① 都市計画区域の指定

インター周辺等については、開発動向等を見通しつつ、都市計画区域の拡大や準都市計画区域の指定を検討します。

② 用途地域の指定

多気駅周辺は、今後事業化に向けての調査を進め、事業化が具体化した段階で用途地域指定を図ります。

現在用途地域指定されているエリアについては、各地域の目指すべき土地利用を考慮し、建築物等の規制誘導を図ります。

③ 特定用途制限地域の指定

特定用途制限地域は、五桂池ふるさと村・柄ヶ池周辺ゾーン、のびのびパーク天啓周辺ゾーンにおいて指定されていますが、他の区域においても、住民からの提案等に基づき、段階的に指定を検討します。

④ 準防火地域の指定

準防火地域は、クリスタルタウン商業地及び(県)多気八太線沿いの準工業地域に指定されていますが、相可駅周辺や多気駅周辺など今後の動向に合わせ指定を検討します。

⑤ 風致地区の指定

風致地区は、現在、五桂池ふるさと村・柄ヶ池周辺ゾーン、のびのびパーク天啓周辺ゾーンにおいて、良好な環境や景観を保全するため指定していますが、今後、必要に応じ指定を検討します。

⑥ 景観法の適用、まちづくり条例等の設定

良好な景観を保全・整備するため、景観計画区域や景観地区（都市計画区域外においては準景観地区）の指定について、景観行政団体と協議・検討します。

また、住民の自主的なまちづくりの仕組み（住民参加手法、開発ルール等）を定めるまちづくり条例の制定について検討します。

⑦ 地区計画の適用

相可駅北地区及び県道勢和兄国松阪線沿道地区は、現在、相可駅北地区・県道勢和兄国松阪線沿道地区において適用されていますが、用途地域内をはじめ都市計画区域内において地区施設に関する計画や建築物・敷地に関するルール化（建物の用途・形態、生垣化等）が求められる場合に活用を図ります。

⑧ 民間開発誘導等の推進

多気駅周辺地区において、県道バイパス整備等との調整を踏まえつつ、民間開発誘導を基本として住居系土地利用の整備推進を図ります。

工業系土地利用については、工業需要にあわせ多気工業団地第3期の開発を推進します。

その他、白地地域においては、農業環境との調和を図りつつ、県道バイパス整備等に併せ、開発需要に応じて小店舗や工業用地等の誘導を図ります。

⑨ 空き家対策の推進

現在進められている空き家バンクを継続し、町外からの移住先や店舗・事務所等としての活用について、PRと物件募集の一層の強化を図ります。

また、倒壊等の危険のある不良空き家について、空家調査等を通じ、不良空家の調査及び特定、特定空家に対する措置等について検討します。

（2）交通

① 交通結節点

多気駅周辺においては、都市再生整備計画事業等を活用し、駅前広場や駅へのアクセス道路の整備を行います。

② 公共交通

JR線については、多気駅周辺の交通結節点整備と併せて駅の改修、本数増加、相可駅周辺の踏切改良等をJR等関係機関に要望します。

また、買物、通院、通学等に利用しやすい体系に向け、鉄道、路線バス、エリアタクシー等の連携した交通網の形成を進めます。

③ 都市計画道路の指定

都市計画道路は、現在、国道42号の松阪バイパスが指定されていますが、今後、必要に応じ指定を検討していきます。

④ 国道・県道の整備

国道、県道については、町全体の交通ネットワークの構築を見据え、住民意見等を踏まえ、整備の推進を求めていきます。

⑤ 町道・農道の整備

町道計画や農道計画、住民意見等を踏まえ、順次整備の推進を図ります。

地区計画（相可駅北）及び建築基準法第42条第2項の規定（4m未満道路対象）に周知を図り、敷地のセットバックがなされた箇所について順次整備を進めます。

⑥ 交通安全施設の設置

信号、標識については、住民意見等を踏まえ、警察に設置の協議を行います。

防犯灯については、地元にて必要箇所への設置及びLED化を進め、町が費用を助成します。

通学路については、カラー舗装化等の安全対策を進めます。

（4）都市環境・景観

① 公園・緑地

既存の公園・緑地は、町民の憩いの場、スポーツの場、景観形成の場、及び防災空間として、適切な維持管理を図ります。また、住民同士の交流やイベント開催の場としての活用を図ります。

のびのびパーク天啓については、南側の整備を検討します。

② 河川・ため池

国・県管理の河川改修については、国・県に整備を働きかけます。

町管理の河川改修やため池の堰堤の崩壊防止については、緊急度の高いものから順次整備の推進を図ります。

③ 上下水道

上水道は、耐用年数に応じて順次更新、耐震化を推進します。

現在までに公共下水道及び農業集落排水は整備率100%となっており、今後は未接続部分について順次接続を進めます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業区域外の区域については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

④ 景観

市街地においては、幹線道路沿いの建物・看板などに配慮するとともに、緑豊かな市街地景観の創出を図ります。

集落地においては、優良農地の保全と集落環境の保全を図り、良好な田園景観を維持します。また、ソーラーパネル設置に関する環境配慮策を検討します。

⑤ 観光

観光・交流拠点（のびのびパーク天啓、五桂池・栃ヶ池、元丈の里、油田公園、櫛田川沿いキャンプ場等）は、それぞれの特性にふさわしい施設内容の充実及び景観づくりを推進します。

歴史資源（丹生大師周辺、伊勢本街道、和歌山別街道、熊野街道、丹生～鍬形の歴史あるみち等）においては、散策路や周辺景観の整備を官民連携により検討します。

広域交流拠点として位置づけられている民間開発事業による「アクアイグニス多気」（2019年開業予定）の計画誘導を推進します。

また、新たな観光スポット（PR看板、展望広場等）の整備を官民連携により検討します。

⑥ 防災

水害や地震時に危険な箇所の改善を順次推進していきます。

⑦ 公共公益施設

小中学校等の公共施設は、施設の長寿命化、適正な更新等を進めながら、機能の充実を図ります。

公共施設跡地等については、地域交流の場や店舗・事務所といった民間利用等、有効活用の方策を検討します。

医療施設については、「松阪地域定住自立圏共生ビジョン」による広域医療体制の充実を図るとともに、民間医療施設の維持・誘導を検討します。

以上を整理して、目標とする推進プログラムを次頁に示します。

目標とする推進プログラム（案）(1/2)

区分	項目	取組内容	事業手法	目標とする推進プログラム		まちづくりの基本目標項目との整合
				短期的取組 (概ね5年以内着手)	中長期的取組 (概ね5~10年以降着手)	
土地利用	住宅地	多気駅周辺	住居系土地利用整備（住宅、生活利便施設等）	民間開発誘導／用途地域指定／農振農用地除外	●	(1) 住環境
		相可台地区	住環境維持向上	用途地域（継続）／住みよい住環境のPR	(継続)	(1) 住環境
		相可駅北から相可高校までのエリア	住環境維持向上	用途地域、地区計画（継続）／住みよい住環境のPR	(継続)	(1) 住環境
	商業地	クリスタルタウン商業ゾーン	商業機能の維持向上	用途地域（継続）	(継続)	(2) 産業観光
		各地域における幹線道路沿道	小店舗の誘導	バイパス整備等にあわせた誘導	●	(2) 産業観光
	工業地	多気工業団地、クリスタルタウン工業ゾーン	工業機能の維持向上	用途地域（継続）／企業誘致 PR	(継続)	(2) 産業観光
		幹線道路沿道等	工業地の誘導	民間開発誘導	●	(2) 産業観光
	集落地	五桂池ふるさと村・栎ヶ池周辺	環境維持保全	特定用途制限地域、風致地区（継続）	(継続)	(4) 自然環境
		のびのびパーク天啓周辺	環境維持保全	特定用途制限地域、風致地区（継続）	(継続)	(4) 自然環境
		その他集落地	住環境維持向上	民間開発誘導／地域住民による美化活動等	●	(1) 住環境
	農地	農地	農業振興策の推進	多面的機能支払交付金等活用／6次産業誘導等	(継続)	(2) 産業観光
	都市計画区域外	勢和多気インターチェンジ周辺	広域交流拠点形成と環境保全の調和	都市計画区域、準都市計画区域への指定、都市再生整備計画区域への指定	●	(1) 住環境
交通	全域	空き家活用	町外からの移住先や店舗・事務所等としての活用推進	空き家バンクの充実（継続）	(継続)	(1) 住環境
		不良空き家への対応	不良空き家の特定及び対応の検討	空家調査、特定空家等に対する措置	●	(1) 住環境
	交通結節点	多気駅周辺	駅前広場、道路整備	都市再生整備計画事業等	●	(3) 交通
	公共交通	鉄道	多気駅改修（東側改札口設置等）	JRに要望、協議	●	(3) 交通
			輸送能力の向上	JRに要望、協議	●	(3) 交通
			踏切の拡幅（相可駅周辺）	JRに要望、協議	●	(3) 交通
		バス・タクシー	買い物、通院、通学等に利用しやすい体系（バス、エリアタクシー等）	地域公共交通網形成計画策定／地域公共交通確保維持事業等	●	(3) 交通
	幹線道路	国道 国道42号	4車線化（都決部分）、部分改良	道路事業（国）	●	(3) 交通
		勢和兄国松阪線	バイパス整備（兄国～弟国）	道路事業（県）	●	(3) 交通
			バイパス整備（佐伯中以西）	道路事業（県）	●	(3) 交通
		松阪度会線	バイパス整備（伊勢多気線以北～多気駅）、歩道設置（トンネル～相鹿瀬）	道路事業（県）	●	(3) 交通
			拡幅	道路事業（県）	●	(3) 交通
		佐原勢和松阪線	拡幅	道路事業（県）	●	(3) 交通
			勢和大橋の架け替え	道路事業（県）	●	(3) 交通
		牧と松阪を結ぶ橋梁	整備	道路事業（県）	●	(3) 交通
生活道路	町道・農道	平谷国道線	整備	道路事業（町）	●	(3) 交通
		油夫相鹿瀬線	整備	道路事業（町）	●	(3) 交通
		矢田笠木線	整備	道路事業（町）	●	(3) 交通
		相可線	整備	道路事業（町）	●	(3) 交通
		アクアイグニス周辺道路	整備	道路事業（町）	●	(3) 交通
		その他生活道路	拡幅	地区計画及び建築基準法第42条第2項の規定（4m未満道路対象）に基づき敷地のセットバックがなされた箇所について道路事業（町）、都市再生整備計画事業等を実施	●	(3) 交通
	交通安全	信号・標識等	設置	警察に要望、協議	●	(3) 交通
		防犯灯	設置、LED化	地元にて設置及びLED化を推進し町が費用を助成	●	(3) 交通
		通学路	カラー舗装化等安全対策	道路事業（町）	●	(3) 交通

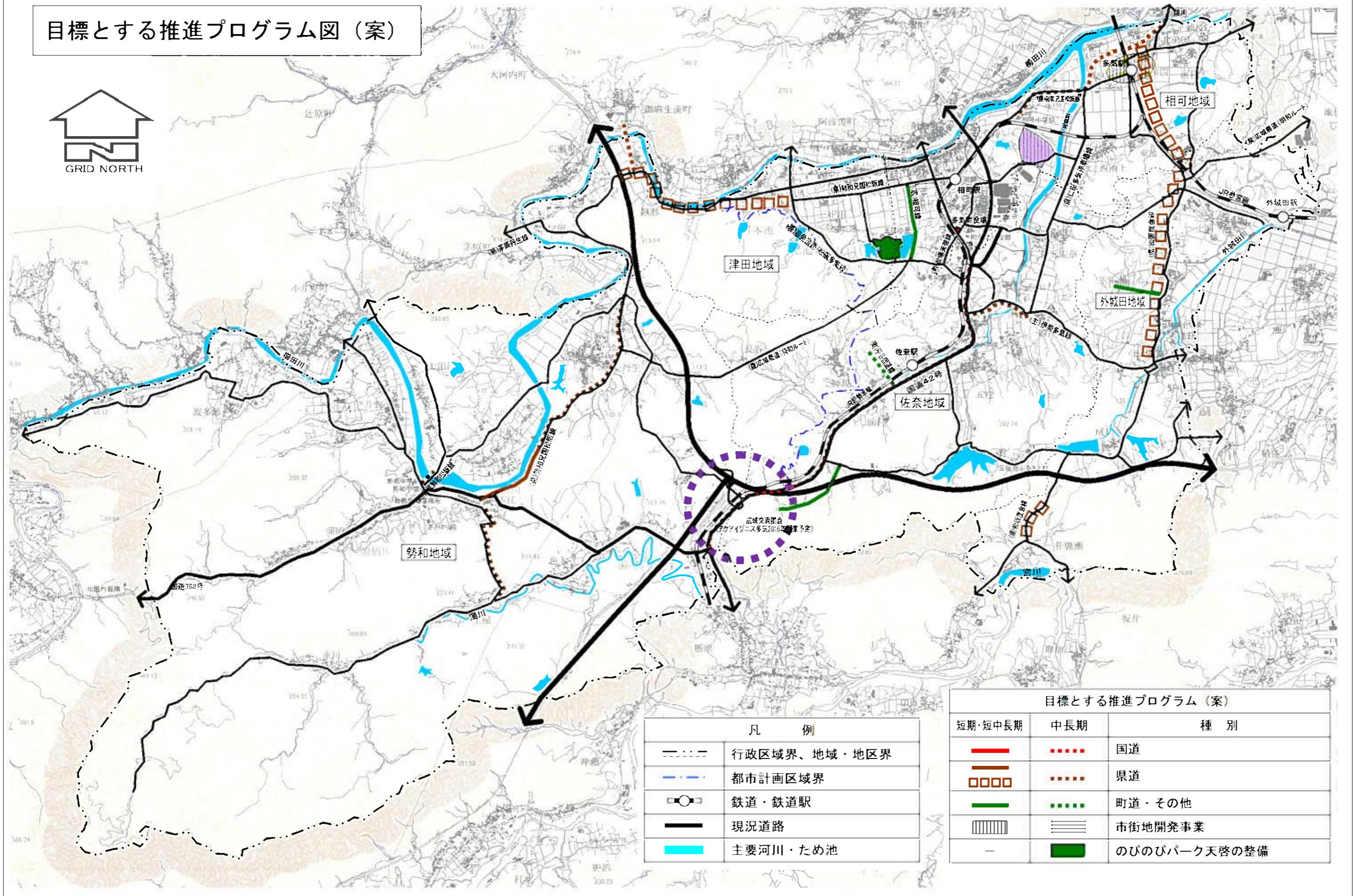
目標とする推進プログラム（案）(2/2)

区分	項目	取組内容	事業手法	目標とする推進プログラム		まちづくりの基本目標項目との整合
				短期的取組 (概ね5年以内着手)	中長期的取組 (概ね5~10年以降着手)	
公園・緑地	のびのびパーク天啓	整備	公園事業		●	(1) 住環境
	既設公園	維持管理、運営	町、地域住民、団体等の協働による取組	●		(1) 住環境
河川・ため池	河川	河川改修、環境整備	河川事業		●	(5) 防災
	ため池	崩壊防止	町事業		●	(5) 防災
上下水道	上水道施設	耐用年数に応じ更新、耐震化推進	町事業	(継続)		(1) 住環境
	公共下水道、農業集落排水、浄化槽	接続の推進、合併処理浄化槽設置推進	下水道事業（町）	(継続)		(1) 住環境
自然環境	森林	環境保全	自然公園区域、森林地域	(継続)		(4) 自然環境
	田園	環境保全	農業振興地域、農用地区域	(継続)		(4) 自然環境
	河川（櫛田川、佐奈川、宮川、濁川等）	水辺環境保全	河川事業		●	(4) 自然環境
	ため池（五桂池、栎ヶ池、天啓池等）	水辺環境保全	特定用途制限地域、風致地区（継続）※再掲	(継続)		(4) 自然環境
景観	市街地	景観維持保全	地区計画（継続）／景観法・まちづくり条例検討／地域住民による美化活動等	●		(1) 住環境
	集落地	景観維持保全	地域住民による美化活動等／景観法・まちづくり条例検討／ソーラーパネル設置に関する環境配慮策検討	●		(1) 住環境
観光	観光・交流拠点（五桂池・栎ヶ池、元丈の里、油田公園、櫛田川沿いキャンプ場等）	既存施設の景観維持保全 広域交流拠点の計画誘導	町、指定管理者、地域住民等による維持管理活動 民間開発事業	● ●		(2) 産業観光 (2) 産業観光
	歴史資源（丹生大師周辺、伊勢本街道、和歌山別街道、熊野街道、丹生～鍬形の歴史あるみち等）	観光スポットの新規整備検討（観光PR看板、展望広場等） 道路整備	町、地域住民、団体等の協働により検討（都市再生整備計画事業等） 道路事業（町）、都市再生整備計画事業等		●	(2) 産業観光
	散策路、周辺景観整備（観光PR、案内サイン・観光施設整備等）	散策路、周辺景観整備（観光PR、案内サイン・観光施設整備等）	町、地域住民、団体等の協働により検討（都市再生整備計画事業等）		●	(2) 産業観光
	治水	河川改修	河川事業		●	(5) 防災
	土砂災害	土砂災害防止	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域／自然災害防止事業等	(継続)		(5) 防災
	地震	建物耐震化	耐震診断、耐震工事補助	(継続)		(5) 防災
都市環境・景観の形成	緊急輸送道路	機能維持	緊急輸送道路指定	(継続)		(5) 防災
	避難場所	避難場所の指定	地域防災計画による指定、周知	(継続)		(5) 防災
	避難活動の意識向上	防災訓練等	地域住民等による活動	(継続)		(5) 防災
	小中学校	地域拠点としての機能、カリキュラム充実等に応じた施設更新	施設の長寿命化、更新等と併せて検討		●	(1) 住環境
	公民館	多世代交流の拠点として活用	町、地域住民、団体等の協働により検討	(継続)		(1) 住環境
	公共施設跡地等	地域交流の場、店舗・事務所等への活用検討	町、地域住民、団体、企業等の協働により検討（都市再生整備計画事業等）		●	(1) 住環境 (2) 産業観光
公共公益施設	医療施設	医療体制の充実	「松阪地域定住自立圏共生ビジョン」（松阪市、多気町、明和町、大台町）による広域医療体制（救急医療体制等）充実	(継続)		(1) 住環境
	図書館	医療施設の維持	民間医療施設の維持・誘導		●	(1) 住環境
	ごみ処理施設	施設の維持、機能向上	施設の長寿命化、更新等と併せて検討	(継続)		(1) 住環境
	ごみ処理施設	ごみ処理の適正実施、今後の広域連携の検討	周辺市町との広域連携の検討	(継続)		(1) 住環境
	墓地・火葬場	維持管理促進、広域連携の検討	施設の維持管理促進、火葬施設の広域連携検討	(継続)		(1) 住環境

目標とする推進プログラム図（案）



GRID NORTH



9-2 官民協働のまちづくり

(1) 住民参加と協働のまちづくり

第2次多気町都市計画マスタープランの策定にあたっては、多気町の関係各課により横断的に組織された「多気町都市計画マスタープラン府内作業部会」の他、

①住民代表、企業代表、学識経験者、三重県等の参画による「多気町都市計画マスタープラン検討委員会」

②地域別構想策定にあたって、都市計画区域に係る相可、佐奈、津田、外城田、勢和の5地域ごとに実施された「地域別意見交換会」（ワークショップ）

といった住民等参加の取組みを重ねてきました。

これらの取組みを通じて、多気町都市計画マスタープランは、より多様な主体の意見を反映した、言わば住民と町が一緒につくりあげてきた計画（協働による計画）となっています。

すなわち、住民と町の共通認識としての町の将来像を構築してきたわけですが、本計画は、文字通りマスタープラン（基本的な方針）であることから、今後は、一步一步その実現に向け、個々の計画の具体化や事業化を図っていくことが重要となります。

そのためには、今後一層、住民と行政との協働が重要となり、その仕組みとして、住民参加のためのシステムを確立していくことが求められます。

このため、今回の都市計画マスタープランの策定過程における地域別意見交換会のような取組みを、必要に応じて、あるいは住民の要請に応じて、実施できるような仕組みづくりについて検討していきます。

これによって、住民は、自分たちの住むまちを自分たちの手で、より暮らしやすいまちにするため、まちづくりに参加する権利と責務を有することになります。

(2) まちづくりの役割分担

協働のまちづくりを実現していくためには、行政だけでなく、住民、企業が得意とする分野を、それぞれの役割としてまちづくりに活かすことが求められます。

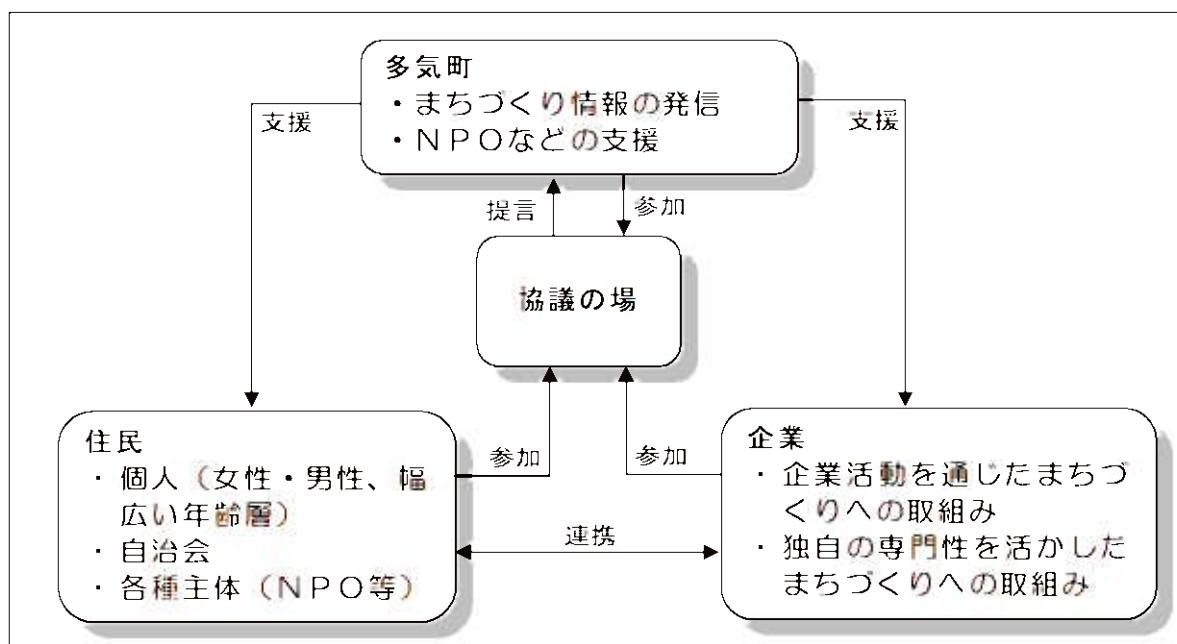
それぞれが担うべき役割は、次のように整理できます。

■まちづくりの役割分担

主体	役 割	内 容
行政	支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり情報の積極的な提供や発信 ・NPOなどの支援と活用
住民	個々の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりへの参加 ・土地利用の方針に沿った開発、建築への配慮 ・庭の緑化や生け垣、清掃等の周辺環境への配慮等
	地域の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会などによる清掃活動 ・ボランティア活動への取組み
企業	地域の企業としての取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動を通じたまちづくりへの取組み ・独自の専門性を活かしたまちづくりへの取組み

(3) 住民主体のまちづくり手法

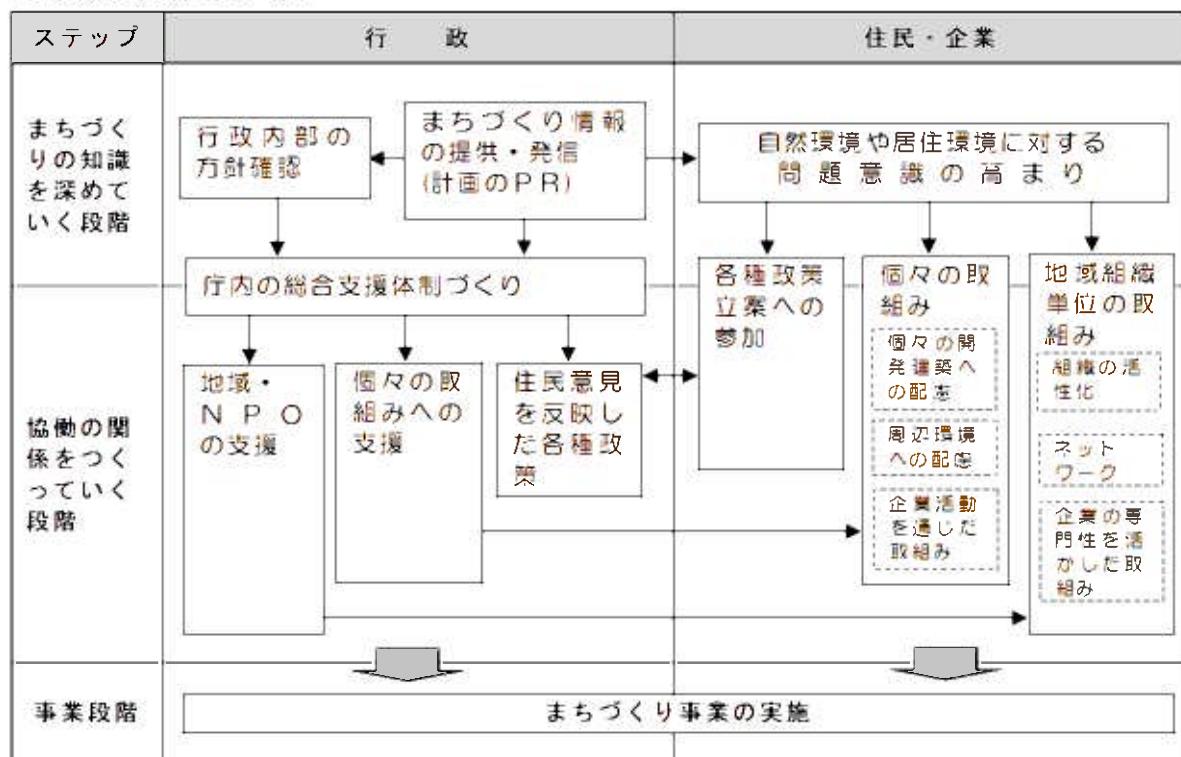
多気町は、住民がまちづくりに主体的に参加するための仕組みとして、地権者やNPOなどが都市計画の案を提案できる都市計画提案制度の活用を支援したり、住民のまちづくり計画への参加や協働による事業実施の手法を定める「まちづくり条例」などの制定について検討を進めます。



(4) 住民参加のシナリオ

それぞれの段階で行政や住民、企業がやるべきこと、できることは次のように整理できます。

■住民参加のシナリオ



9-3 今後の庁内体制

都市計画マスタープランの実現にあたっては、住民と行政がそれぞれの役割を担い、話し合い、協力しあいながら進めていく、協働によるまちづくりが基本となります。

そして、行政は「まちづくり事業」の進捗状況や住民ニーズの把握、まちづくり情報の発信など、都市計画マスタープランの推進に努めます。

このため、今後の庁内体制としては、庁内の横断的な支援体制を整える必要があります。

(1) 庁内の横断的な連絡調整体制づくり

総合的に整合の取れたまちづくりを推進するため、行政内部において、企画部門、都市計画部門や事業部門のみならず、福祉、防災等広く関連すると考えられる部門まで含めた連絡調整体制の整備を進めます。

(2) 地域別整備に対応する体制づくり

各地域に密着した整備を推進するための担当者の選任など庁内体制づくりを検討します。

(3) 国や県との調整、協力

国や県が所管する事業や法制度の適用について、この都市計画マスタープランに基づいて、調整を図り、協力を要請します。

(4) 周辺市町との調整、協力

骨格的な道路整備や拠点整備、面的な規制誘導の適用において、松阪市、明和町、玉城町などとの調整、協力を進め、整合の取れた整備を進めます。

(5) 鉄道事業者等との調整、協力

JRに対しては、駅舎や駅周辺の整備、立体交差・踏切改良、列車の運行等について、調整、協力を求めていきます。